

知財総合支援窓口のインターネット出願用端末機器をご利用の方へ

パソコン機器類をお持ちでない個人や中小企業の方のために、誰でも利用できるインターネット出願用端末機器を知財総合支援窓口に設置しています。

この端末機器を利用することにより、特許出願等の電子手続きができます。（利用料は無料）**※必ず事前にご予約をお願いします。**（TEL : 0776-55-2100）

◆インターネット出願用端末機器の利用のしかた

次の（1）～（4）により準備をお願いします。

（1）電子証明書の入手と申請人利用登録

インターネット出願用端末機器を使って電子手続きを行うためには、あらかじめ**“電子証明書”**を入手しておく必要があります。

- ・個人の場合→マイナンバーカードの交付を受ける
- ・法人の場合→法務省管轄登記所へ申請して入手（ファイル方式電子証明書）

申請人利用登録は、知財総合支援窓口のインターネット出願用端末機器で行えます。申請人利用登録と同時に「**識別番号**」（持っていない方のみ、**重複登録はできません。**）の入手が可能です。

（2）出願書類等の作成

ワープロソフト等（Word、一太郎など）で出願書類等を作成します。図面はイメージデータでご準備いただき、できればプリントアウトしたものもご持参ください。

※注意事項

- ・ワープロ固有の編集機能、「タブ」、「特殊文字」また「半角文字」等は使用しないで下さい。
- ・文書内にイメージデータを貼り付けないで、別ファイルでご準備ください。
- ・エクセルの表を貼り付けたものや、罫線ツールで作成した表は利用できません。
- ・独立した「図」を横に並べる事はできないので、図面ごとに行分けをして下さい。
- ・イメージデータは出願の種別（特許・実用新案、意匠、商標）によりファイル形式が定められていますので、前もってご確認下さい。

出願書類の様式データは、工業所有権情報・研修館の以下のサイトから、

「**ひな型より作成**」http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/2_appl/2_hina/

出願書類の作成を支援するソフトは、工業所有権情報・研修館の以下のサイトから、

「**簡単願書作成ソフト**」<https://dl-sv1.pcinfo.jpo.go.jp/sfm/>

入手する事ができますのでご利用下さい。

(3) 出願書類等の保存

(2) で作成した書類を USB メモリー、CD-R、DVD-R 等に保存して下さい。

手続済みデータの控えを持ち帰っていただく関係から、 **USB メモリー**を推奨します。出願完了後の次の手続きに必要な様式データも提供させていただきます。

(4) インターネット出願用端末機器の予約

文末に記載の電話等で、事前に必ず**使用申込の予約**をお願いします。

◆インターネット出願用端末機器利用時に必要なもの<確認>

①電子証明書とパスワード (パスワードを忘れると手続きできないのでご注意下さい。)

電子証明書はマイナンバーカード（個人用）とファイル方式（法人用）等があります。

②出願書類データ（願書、請求の範囲、明細書）と図面のイメージデータを USB メモリー等に保存してお持ちください。またプリントしたものもお持ちください。

<お問い合わせ先>

知財総合支援窓口 知財支援アドバイザー

TEL : 0776-55-2100 / FAX : 0776-55-1197

E-mail : chizai-fukui@chizai-fukui.jp